

令和6年3月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)
地域名 (地域内農業集落名)	上田町 ( 上田 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化が進み、また後継者がいない耕作者が大半で、現状の若い年齢の耕作者も規模拡大を望んでいない状況である。なお、土地改良後40年近く経過する中で施設の老朽化による圃場の管理が年々難しい状況になっている。  
今後は圃場の畦畔除去による圃場の拡大化(1区画1ha)により作業効率化を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

区域内の耕作者の集約を図り(1耕作者2か所)、作業効率を上げる。小麦・大豆の栽培は引き続きローテーションを図り作業の効率アップする。また、小麦後には白大豆の作付け(スジ播き)及び土掛けの2回の実施による収量の拡大を図る。なお、小麦については2回～3回の防除を徹底する。大豆においても2回の防除の実施。水稻は作付け品種にあった防除を実施する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約を進め、圃場1面の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農される耕作者の農地はその都度担い手に集約されるよう農地中間管理機構を通じて貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
当集落は30a以上の圃場が少ないため、耕作者と所有者の意向を確認しながら農用地の拡大を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内住人の担い手への作業の参加を募り、後継者育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻・麦・大豆の防除関係は、JA並びにびわこヘリワークス、山梶浩充氏(担い手)への委託をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する。
- ⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み農道や水路等を共同活動により保全する。